

SN4号、SN5号、危機関連保証対応
新型コロナウイルス感染症対応

吉田町中小企業向け制度融資

経済変動対策貸付資金

をご利用ください！

静岡県経済変動対策貸付

(新型コロナウイルス感染症対応枠)と併用することで**1年間融資利率が0%**になります！！

融資限度額 8,000万円

融資利率(固定金利) 年0%

融資期間 1年以内



静岡県経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)の対象者が対象になります。

静岡県の保証料の補助はありませんのでご注意ください。
概要については裏面をご確認ください

区分	内容																									
融資対象者 <u>町内において事業を営み、</u> <u>静岡県中小企業経営安定資</u> <u>金融制度要綱に掲げる経</u> <u>済変動対策貸付の内、新型</u> <u>コロナウイルス感染症対応</u> <u>枠の対象者</u>	<p>※本制度の条件は静岡県経済変動対策貸付資金の条件に準じます。 下記の条件1と条件2を満たす中小企業者</p> <p><条件1></p> <p>① 直近1か月間の売上が前年同期比5%以上減少（実績） ①による比較が適当でない認められる場合、②の要件も可能</p> <p>② 直近6か月間以内の平均の売上が前年同期比5%以上減少（実績）</p> <p><条件2></p> <p>条件1の1か月平均売上高と今後2か月を含めた3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少（見込み）</p> <p>※減少要件は、利用する保証制度によって異なります。 普通保証、SN5号保証：5% SN4号保証：20% 危機関連保証：15%</p> <p>※本制度利用に係る認定申請期限について SN4号は令和3年9月1日までに町へ申請する必要があります。 SN5号の全業種指定は8月1日から解除され、特定の業種のみが対象となります。</p> <p><県制度融資の売上減少要件と利用可能保証></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少要件</th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5%以上15%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証	20%以上	○	○	○	○	15%以上20%未満	○	×	○	○	5%以上15%未満	○	×	○	×	5%未満	×	×	×	×
売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証																						
20%以上	○	○	○	○																						
15%以上20%未満	○	×	○	○																						
5%以上15%未満	○	×	○	×																						
5%未満	×	×	×	×																						
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金																									
融資限度額	8,000万円																									
融資利率 <u>右記町利子補給率は1年</u> <u>間のみ有効。2年目以降</u> <u>は町負担率を除いた融資</u> <u>利率となります。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準金利</td> <td>2.07%</td> <td>1.97%</td> <td>2.07%</td> <td>1.97%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(県)</td> <td colspan="4">0.67%</td> </tr> <tr> <td>利子補給率(町)</td> <td>1.4%</td> <td>1.3%</td> <td>1.4%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td colspan="4">0%</td> </tr> </tbody> </table>		普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証	基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%	利子補給率(県)	0.67%				利子補給率(町)	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%	融資利率	0%			
	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証																						
基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%																						
利子補給率(県)	0.67%																									
利子補給率(町)	1.4%	1.3%	1.4%	1.3%																						
融資利率	0%																									
保証料率	年0.28%~1.2%(普通保証) 年0.60%(SN4号)、年0.58%(SN5号)、年0.80%(危機関連保証)																									
融資期間	1年以内(県制度においては10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内))																									
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還																									
担保及び保証人	静岡県信用保証協会の取扱いによる																									
ホームページ	http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/3597.htm																									

※ お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に沿えない場合があります。また、本制度は町予算の範囲内で実施します。予めご了承ください。



申込窓口・問合せ先

- ・取扱金融機関
- ・吉田町役場産業課商工観光水産部門 0548-33-2122